



2025年4月28日

各位

会社名 株式会社 A C C E S S  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大石 清恭  
(コード番号 4813 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 CFO コーポレート本部長 岡田 充弘  
(TEL. 03 - 6853 - 9088)

## 第41期(2025年1月期)有価証券報告書の提出期限延長に係る

### 承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第41期(2025年1月期)有価証券報告書の提出に関し、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 対象となる有価証券報告書

第41期(2025年1月期)有価証券報告書(自2024年2月1日至2025年1月31日)

#### 2. 延長前の提出期限

2025年4月30日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年6月30日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年11月29日付「特別調査委員会設置及び2025年1月期第3四半期決算発表の延期並びに2025年1月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ネットワーク事業における新興顧客を中心として増加した売掛金の一部の回収期間の長期化の原因等を調査する過程において、当社米国子会社における一部取引について、不適切な売上計上の疑義(以下、「本件疑義」といいます。)が生じたため、網羅的かつ深度ある調査を実施するために当社と利害関係を有さない外部専門家を中心として構成される特別調査委員会を設置し、当社は事実関係の解明及び決算関連手続きの早期完了のため、特別調査委員会による調査に協力をしてまいりました。

しかしながら、本件疑義に関連する子会社や取引先がいずれも在外法人であり各調査手続に時間を要することや、海外在住者を中心とする外部関係者への確認作業等により本件疑義に対する調査が長期化しているという事態に加え、当該調査の過程で本件疑義に類似する事案やソフトウェア資産に係る会計処理の適否に関する疑義(以下、これらを総称して「追加調査事項」といいます。)が検出されたため、特別調査委員会には追加調査事項を含めた調査の実施を委嘱することとなりました。

かかる状況に鑑み、特別調査委員会の調査の完了、当該調査結果を踏まえた決算手続及び監査法人の監査手続等に一定の日数が必要と見込まれることから、第41期（2025年1月期）有価証券報告書を提出期限内に提出することが困難であるとの判断に至ったため、当該有価証券報告書の提出期限延長の申請を行うこととしたものです。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上